

議案第65号

すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例

すみだスポーツ健康センター条例（平成11年墨田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「利用」の次に「することが」を加える。

第13条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表第1中「使用料」を「利用料金」に改め、同表温水プール施設の項中「1,000円」を「1,100円」に、「500円」を「550円」に改め、同表トレーニング室の項中「220円」を「240円」に改める。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改め、同表30分以内の使用の場合の項を同表30分以内の利用の場合の項とし、同表30分を超える使用の場合の項中「3時間まで500円」を「最初の30分を除き、3時間まで550円」に、「100円」を「110円」に改め、同項を同表30分を超える利用の場合の項とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。